

市川市認可保育園及び小規模保育事業用物件募集要項

令和6年4月
市川市幼保施設計画課

1.趣旨

市川市では待機児童対策の一環として、認可保育園及び小規模保育事業所（以下「保育園等」といいます。）の設置が可能な土地又は建物の物件情報を募集いたします。集約した物件情報を、市内で保育園又は小規模保育事業所の運営を希望する事業者（以下「保育事業者」といいます。）に情報提供を行うことで、保育園等の整備促進を図ることを目的とします。

2.事業概要

- (1) 保育園等として活用を希望する土地・建物を所有者又は不動産業者からご提供いただき、市にて集約します。
 - (2) 集約された物件情報は、事前に届出のあった保育事業者の閲覧に提供します。
 - (3) 保育事業者は希望する物件が見つかり次第、物件所有者又は不動産業者と直接交渉を行い、当該物件の売買又は賃貸借契約を結び保育園整備を進めます。
(将来的に売買又は賃貸借契約を結ぶことの合意を含みます。)
- ※保育事業者による保育園等の設置計画の審査は市川市が別途実施します。
※認可保育園の設置については整備対象地域があります。「認可保育園設置・運営事業者（整備費補助交付枠）の募集について」を確認ください。

3.物件の募集について

次のすべてに該当する場合に、応募できるものとします。

- (1) 物件情報提供者応募条件
 - ア 市川市内に物件を所有し、保育園等を運営する法人に当該物件を売却又は保育園等の開園日から起算して10年以上の賃貸借契約を締結できる個人又は法人であること。
 - イ 市民税・固定資産税等の滞納がないこと。
- (2) 土地条件
 - ア 原則200㎡以上であること
 - イ 建築基準法第42条に規定する道路に面していること
 - ウ 土地共有者、抵当権者などがいる場合は、関係権利者すべての了解が得られること。
 - エ 隣接地と境界確定がなされていること
 - オ 保育園等として安全性が担保されている土地であること
- (3) 建物条件
 - ア 原則70㎡以上であること
 - イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること

ウ 昭和 56 年 5 月以前に着工された建物については耐震上問題がない施設であること。

エ 保育園等として安全性が担保されている建物であること。

※諸条件の全てに該当しても、保育園等の施設整備に関する法令に適合していないか、改修しても適合できる見込みがない場合は物件登録できません。

4.募集地域

市街化調整区域を除く市内全域とします。

5.物件登録申し込み

- (1) 申請前に、事前相談を受け付けますので市川市幼保施設計画課までご連絡ください。簡単な物件情報を聴取し、当該物件での保育園等整備の可能性有無を確認させていただきます。
- (2) 事前相談の後、物件情報の登録を希望する方は市川市保育園等土地・建物登録申請書と下記書類を市川市幼保施設計画課まで提出してください。なお提出はあらかじめ電話連絡により予約の上、提出してください。

提出書類	土地	建物
物件登録申請書	様式第 1 号	様式第 2 号
現況写真	○	○
配置図・平面図・立面図		○
その他物件情報のわかる資料	○	○

- (3) 審査の上、登録の可否を通知いたします。
- (4) 物件情報として登録した後に、何らかの事情により当該物件の応募を取り下げる場合は「物件情報取下届（様式第 3 号）」を提出してください。

6.登録情報の閲覧

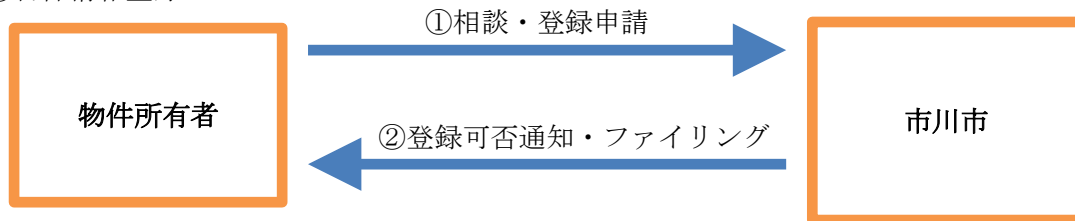
集約された物件情報の閲覧を希望する保育事業者は、物件情報閲覧届出書(様式第 4 号)を提出してください。

7.その他

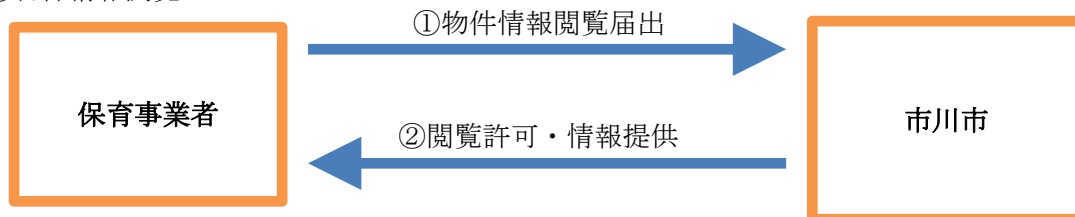
- (1) 提出された書類は、返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 登録された物件情報は、町丁（〇〇丁目）と物件種別（土地・建物）について、幼保施設計画課ホームページにて公開させていただきます。
- (3) 登録された物件情報については、取下届が提出されない限り情報提供を行います。
- (4) 売買の契約又は貸付の契約等は物件所有者と保育事業者の直接交渉により締結していただくことになります。
- (5) 保育事業者が市に別途提出する保育園等の設置計画の結果、設置が認められない場合があります。また千葉県における認可協議や、建築に係る関係機関との協議の

結果等によっても保育園等が設置できない場合があります。

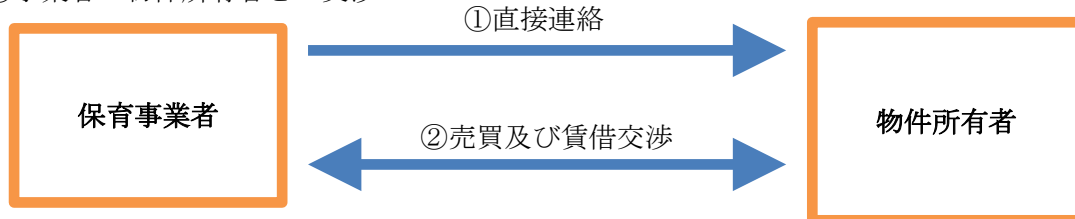
①物件情報登録



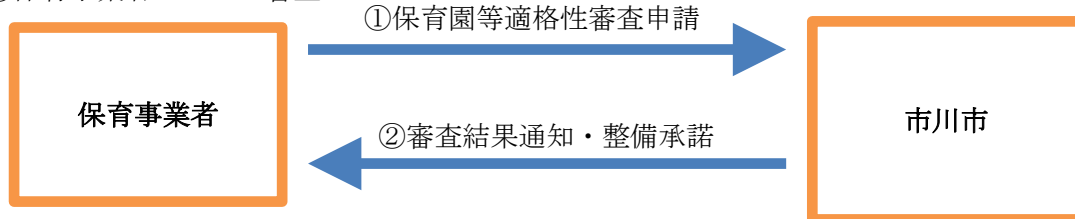
②物件情報閲覧



③事業者・物件所有者との交渉



④保育事業者としての審査



※④の『保育事業者としての審査』の詳細は、「認可保育園設置・運営事業者募集要項（整備費補助交付枠）」をご確認ください。

書類提出先および問い合わせ先

市川市こども部幼保施設計画課
市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎3階
TEL：047-711-3061
FAX：047-711-3074